いじめ防止基本方針

佐倉市立根郷中学校
令和７年４月

1　はじめに（基本方針策定について）

※以下「法的根拠」と書かれている箇所は、全て「いじめ防止対策推進法」からである。

法的根拠

第十三条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切である。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識をもって、いじめに対峙することも大切である。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

本校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存である。

2　基本理念

法的根拠

第三条　いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策を行う。

いじめは人として許されない行為である。よって、どの学校でも、どの生徒でも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

３　いじめの定義

法的根拠

第二条　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

４　いじめの様態

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であると言われている。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になる。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなる。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童生徒がやり返したりする場合もある。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くある。具体的には以下のようなことがあげられる。

・無視や仲間外れのような、心理的なもの
・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む）
・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの）
・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの）
・金品の要求等や、物を取られる、あるいは隠される、壊される行為
・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールやＳＮＳなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されるもの）

５　学校いじめ対策の組織

法的根拠

第二十二条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

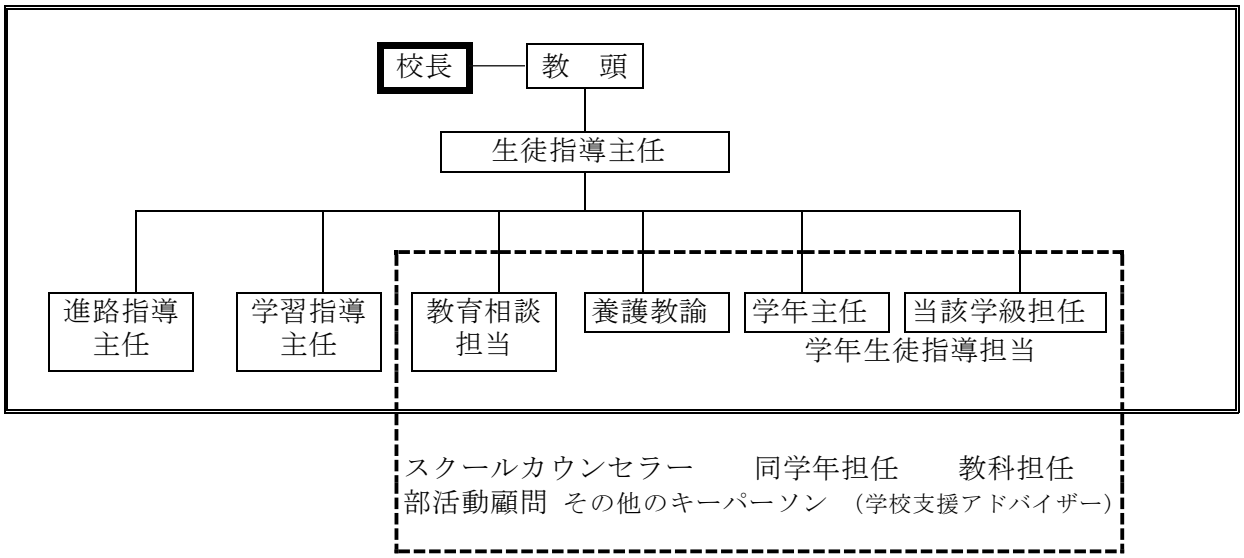

（１）いじめ防止対策会議
○校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当教員、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、多様な学びの相談員
・学期に１回程度開催
・学校いじめ防止基本方針の策定の中心組織
・具体的な年間計画等の作成、見直し
・いじめの相談、通報窓口
・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかの点検

（２）生徒指導部会議
○校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導担当教員（学年主任）、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、多様な学びの相談員（不定期参加）
・１週間に１回開催（毎週水曜日）
・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録
・来週の重点事項の確認等
・いじめ相談窓口としての役割
・学校支援アドバイザーによる学区児童の情報や問題行動などに関わる情報の収集、及び小中連携

（３）いじめに関わる情報があったときの緊急会議
○校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導担当教員、養護教諭、関係学年主任、担任、特別支援コーディネーター、関係部活動顧問、スクールカウンセラー等
・いじめ情報があった場合に招集
・情報の収集と記録
・具体的な対応策と情報の共有

６　いじめを起こさせないための未然防止策

法的根拠

第十五条　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
第十九条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

（１）啓発活動について
①生徒
・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を、年間を通じて実施する。
・学校全体で暴力や暴言を排除するため、学級活動や学年・全校集会を利用し、周知する。
・様態として周知する。

●冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う
●仲間はずれ、集団による無視
●わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする(軽重に関係なく)
●金品をたかる、物を隠す、盗む、壊す、捨てる
●嫌なこと、恥ずかしいこと危険なことをさせる
●情報機器（メールやＳＮＳ等）で誹謗中傷や嫌なことをする

②保護者
・年度当初の学校経営方針を説明する場において、いじめ予防の方策や相談体制、対処の体制について紹介する。
・年度当初の学級懇談会等において、自作資料をもとにいじめを受けた子どもの変化の特徴などを紹介する。
・年度当初の学級懇談会等において、学校以外の相談窓口等について紹介する。
・学校だより、学年だより、教育ミニ集会、家庭教育学級を通して啓発活動を実施する。

③地域、その他
・学校だよりや学校ホームページを通じて、学校や家庭での未然防止や早期発見等の取組について紹介する。
・学校だよりや学校ホームページを通じて、学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力を依頼する。

（２）教職員について
①日常の留意事項
・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
・全ての生徒を公平に、愛情をもって接するように心がける。
・教職員と子供の間での呼称や話し言葉に敏感になる。
・正しいことと悪いことの区別をする。

②研修
・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置づける。
（未然防止　早期発見　教育相談　情報モラル）

③不祥事防止
・教職員の不適切な発言(差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する場合があることを認識して指導にあたる。
・校長、教頭は、部活動中の生徒の様子について適宜巡回し、把握する。
・運動部最後の大会前や吹奏楽部コンクール前には体罰防止研修を行う。

（３）学習指導全般について
・年度当初の校内研修で、共通する授業規律等について共通理解する。
・各教科部会で、生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。
・各教科部会で、一人一人の自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し、実践する。
・言語活動充実の視点からも、仲間と共に協力して学習する場面などを、学習内容に応じて適切に設定する。

（４）道徳教育等について

①道徳授業

・県道徳教育推進のための基本的な方針に則り、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とした４つの視点に基づいて、年間指導計画の見直しを行う。
・県で作成した道徳教育映像教材を積極的に活用する。
・情報モラル等の視点を踏まえた授業を年間計画に位置づける。
・道徳科授業の確実な実施を図る。

②いのちを大切にするキャンペーン

・各教科、領域において、年間計画に位置づけて実施する。
・実施した内容等は、キャンペーン担当者へ報告する。

③豊かな人間関係づくりプログラムについて

・特別活動の年間計画に位置づけて実施する。

④情報モラル指導について

・年間計画に位置づけて、各学年とも年度当初のできるだけ早い時期に実施する。
・外部から講師を招聘し、講演会等を実施する。
・１人１台タブレット使用に伴い、年度当初に全学級において実施する。また、使用状況を確認して、随時指導する機会を設ける。

（５）生徒会、評議会活動等について

・いじめに関する全校道徳を生徒会本部と連携して実施する。
・目的に向かって活動する中で、自主性を育て、また、他校生徒や地域の方々との関わりから、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学習する。（いじめ防止サミット、佐倉市平和使節団）

（６）部活動、委員会活動、学校行事等について

・教育活動の一環であることを全職員が共通理解して指導する。
・生徒同士のよりより人間関係づくりの視点をもって指導する。
・年度当初の部活動顧問会議において、時期に応じた指導の狙いを明確にすることや指導にあたっての共通ルールを確認する。
・勝利至上主義の指導等により、生徒に不要なストレスを与えることがないように十分留意して指導する。
・部長会や委員会活動等において、円滑な人間関係が築けているかを教職員が把握し、指導、支援にあたる。
・校内行事等の準備活動では、生徒のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導する。

（７）相談体制の整備

・教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気づく体制を整える。
・定期的な教育相談を、年間３回行う。
・常設の「相談箱」を設置し、子供からの情報に速やかに対応する。
・児童生徒が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整える。
・スクールカウンセラーや教育相談担当職員を子供や保護者に周知する。

（８）定期的なアンケートの実施
・いじめアンケートに学校全体で取り組む。
・いじめに関するアンケートを毎月１回行う。（**別紙、月例アンケート**）
※令和４年度より、紙面アンケートからタブレットを活用した forms アンケートに変更
・結果の集計や分析には学年職員を中心に、複数の教員であたる。
（９）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
・情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたる。
・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導する。
・外部から講師を招き、情報モラル教室を開催する。
・悪質な内容を含む場合は、警察に相談する。

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援である。学校職員が一丸となって、すべての子供たちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していく。また、生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子供一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行う。

教師の姿勢としては、差別的な発言や生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識をもち、温かい人間関係づくりに心がける。

7　いじめを発見したときの早期対応策

法的根拠

第十六条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

法的根拠

第二十三条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

6　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要である。全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づくことが、早期発見につながる。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くある。ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応していく。

（１）事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応する。

・日頃から、生徒の行動を注意深く見守る。
・生活ノートから気になることを発見する。
・生徒や保護者からの情報を大切する。
・他の教職員からの情報を共有し合う。

○事実の確認を正確に行う。

・情報を確認したら、生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応する。
・当該生徒、関わりある生徒、全ての教職員から情報提供を得て、事実を把握する。
・具体的な情報を、詳しく整理して記録する。（時系列、生徒別等）
・確認したことをもとに、事実を確定する。

○指導方針を決定する。

・いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討する。
・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたる。

（２）いじめを受けた生徒、保護者への支援

○事実関係を確実に連絡する。

・事実確認で把握した状況を、丁寧に説明する。
・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼する。
・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたる。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で解決にあたる。

・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去する。
・複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
・必要に応じていじめた生徒を別室において指導することも考慮する。
・いつでも相談できる体制をつくる。

○いじめが「解消している」状態については、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、以下の国基本方針に準じる。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

・被害者に対する心理的または物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（３か月が目安）継続している。
・被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する）

（3）いじめを行った児童生徒への指導

法的根拠

第二十三条３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十五条　校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認められるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

○行った行為については、毅然と指導する。
・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。
・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
・児童生徒間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気もちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をする。
・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせる。
・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたる。
・被害生徒の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
・被害者の気もちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進める。
・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

（4）いじめを行った生徒の保護者へ助言する。
○問題解決に向けて、協力をお願いする。
・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡する。
・加害生徒同席で、事実関係の確認を行う。
・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるような支援していく。
・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行う。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接する。
・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝える。

（５）継続的な見守り、指導、助言活動
○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続する。
・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援する。（被害者、加害者とも）
・被害生徒に、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続する。

（６）いじめが犯罪行為に当たる場合の対応
○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたる。
・生徒の生命・身体の安全が、現に脅かされているような重大事案、及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報する。
・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが繰り返される場合は、その状況に応じて関係機関に連絡する。

８　重大事態への対処

（１）重大事態の基準

法的根拠

第二十八条　　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

第三十条　　地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

重大事態とは「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があること。

○生徒が自殺を企図した場合
○身体に重大な被害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合

（１）事実関係を明確にするための調査

・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行う。
・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係に、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。（客観的な事実関係を速やかに調査）
・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。

（２）調査に関わるいじめを受けた児童生徒・保護者への必要な情報の提供

・調査の結果については、丁寧に説明する。
・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行う。

（３）校内及び判断後の報告・連絡体制

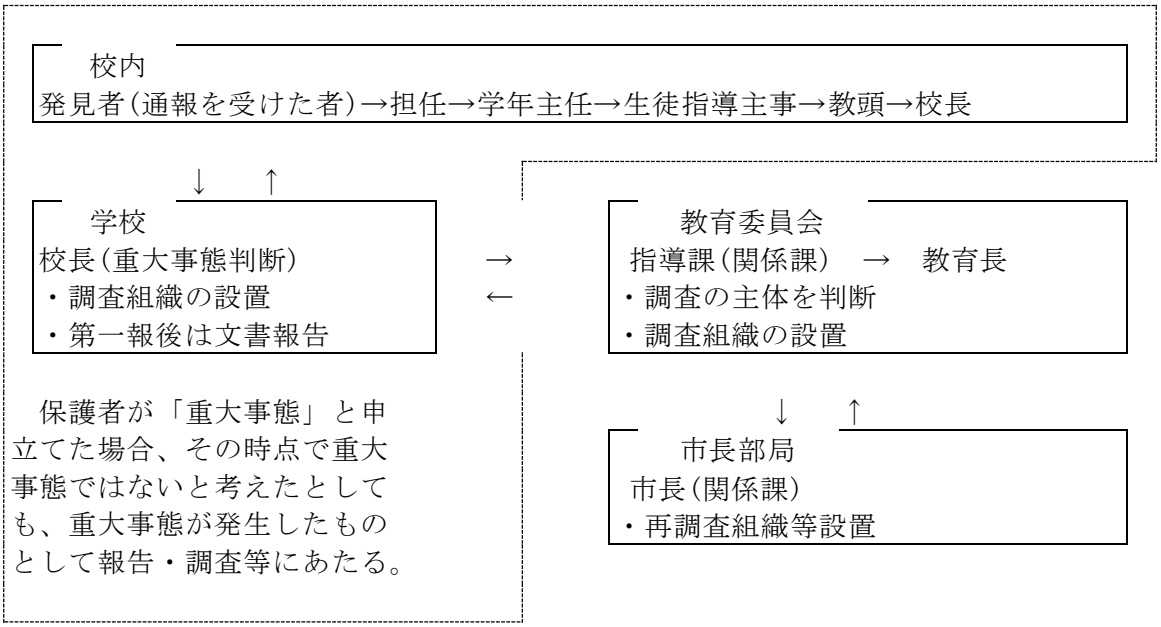

（４）対処について

①学校が調査の主体の場合

・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
・記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、生徒への指導等対応事項)を確実に残す。
・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
・調査にあたっては、いじめを受けた生徒の保護者等への情報提供をする旨を、在校生とその保護者に説明してから実施する。
・調査自体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
・調査結果を教育委員会に報告(教育委員会から市長へ報告)する。
・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議した上で、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②教育委員会が調査の主体の場合

・教育委員会の調査組織が直接調査する。
・学校は情報提供等に協力する。

９　年間計画

	学校行事等	いじめ問題に関する年間計画
４月	・入学式 ・新入生ガイダンス	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・ＨＰで「いじめ対策についての説明」 ・定期的なアンケートの実施
５月	・教育相談 ・３年生修学旅行 ・１年生校外学習	・定期的なアンケートの実施 ・定期教育相談 ・修学旅行を通した人間関係づくり ・校外学習を通した人間関係づくり
６月	・定期試験 ・２年生校外学習 ・体育祭	・定期的なアンケートの実施 ・校外学習を通した人間関係づくり ・話し合い活動（各学級）
７月	・三者（二者）面談 ・印旛郡市総合体育大会	・定期的なアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
８月	・教育講演会	・職員研修会
９月	・定期試験 ・印旛郡市新人大会	・いじめ、自殺への重点対応 （＊休み明けの生徒の様子を十分に確認する） ・定期的なアンケートの実施
１０月	・生徒会役員選挙 ・合唱祭	・定期的なアンケートの実施 ・特別活動での情報教育
１１月	・教育相談 ・定期試験 ・三者面談（３年）	・定期的なアンケートの実施 ・定期教育相談 ・話し合い活動（各学級）
１２月	・保護者会（１・２年）	・定期的なアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
１月	・教育相談	・定期的なアンケートの実施 ・定期教育相談
２月	・定期試験	・定期的なアンケートの実施 ・特別活動での情報教育
３月	・感謝祭 ・卒業式 ・期末保護者会	・定期的なアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

１０　いじめの相談・通報について

法的根拠

第十六条３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（１）日常の相談・通報について

①学校

・全教職員が相談窓口であることを認識する。

・相談、通報してきた生徒には、仕事の手を止めて誠実に対応する。

②学校以外

［おもな相談窓口(緊急)］

機関名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120－415－446	いじめ相談２４時間電話受付
千葉いのちの電話	043－227－3900	２４時間電話受付
中央児童相談所	043－252－1152	緊急相談は２４時間受付
千葉県精神科医療センター	043－276－3188	緊急

［おもな相談窓口(一般)］

機関名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120－415－446	電話（月～金）9:00～21:00 面接（月～金）9:00～17:00 要予約
中央児童相談所	043－252－1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120－783－497	電話・面接（月～金）8:30～17:15
チャイルドライン千葉	0120－99－7777	電話（月～土）16:00～21:00 NPO
子ども人権１１０番 （法務省人権擁護局）	0120－007－110	電話（月～金）8:30～17:15 子ども専用 SOS　E-mail 有

［おもな連携機関］　※印旛郡市に児童相談所を新設する準備を 2020 年度開始

機関名	TEL	その他
佐倉市教育委員会指導課	043－484－6185	
佐倉市教育センター	043－486－2400	
佐倉市児童青少年課	043－484－6263	
佐倉警察署	043－484－0110	
千葉県教育庁北総教育事務所	043－483－1147	
千葉県中央児童相談所	043－253－4101	

（２）相談・通報に関する指導

・年度当初の全校集会、学年集会、学級活動において、相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。

・全校道徳を通して、「いじめゼロ宣言」について周知、特に「話す勇気」に触れて具体的に説明する。

１１　公表、点検、評価等について

（１）公表
・学校ホームページへ本基本方針概要を公表　（平成２６年４月～）
・年度当初「学校だより」等への公表の掲載

（２）点検
　設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。
①　「学校いじめ防止基本方針」策定状況調査(教育委員会)
・策定における教職員のかかわり等について
②　「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査(教育委員会)
・運用状況について

（３）評価
①学校評価
・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。

②学校評議員会
・本基本方針運用状況について意見聴取する。

③教育委員会報告
・評価内容を市教委へ報告する。

（４）改訂について
　本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。
（令和３年度改訂）

１２　その他(参考資料)

（１）いじめに関する資料
［国］
・いじめ防止対策推進法の公布について（通知）
　http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm
・いじめ防止基本方針の策定について（通知）
　http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm
・「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」の策定
　http://www.mext.go.jp/a_menu/shienshitsu/1325363.htm
・早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）
　http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335366.htm
・犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）
　http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1327861.htm
・学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集（教育委員会等向け）
　http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm
・生徒指導リーフ(国立教育政策研究所)
　「いじめのない学校づくり」「いじめアンケート」「いじめの未然防止Ⅰ」
　「いじめの未然防止Ⅱ」「いじめと暴力」「いじめの認知件数」
　「学校と警察等との連携」
　http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html#leaves-series

・いじめ問題に関する取組事例集（平成１９年２月国立教育政策研究所）
http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/zentai00.pdf
・生徒指導提要（平成２２年３月文部科学省）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm
・教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成２１年３月文部科学省）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
・児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針
（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

［県］
・千葉県におけるいじめ問題への取組の総点検と指導体制の更なる充実に向けた取り組みについて（教育振興部指導課）
http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/torikumi.html
・「いのちを大切にするキャンペーン」実践事例集（教育振興部指導課）
http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/doutoku/campaign.html
・千葉教育平成２５年９月号「特集今いじめを考える」
・警察庁サイバー犯罪対策ＨＰ
・e-ネットキャラバン
・NTT 東日本ホームページ「ネット安全教室」
・財団法人インターネット協会「インターネットを利用するためのルールとマナー集（こどもばん）
・情報モラル指導のための実践事例

［市］
・佐倉市いじめ防止基本方針（平成２７年１２月）

【いじめアンケート別紙】

月例アンケート

（　　）年（　　）組（　　）番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　）月（　　）日　実施

※このアンケートは，みなさんが安心して学校生活を送ってもらうために行います。アンケートの内容は先生以外に明かされることはありません。安心して正直に答えてください。

① 自分の気持ちについて，あてはまる数字に○をつけてください。

1. 学校の生活は楽しいですか。	楽しくない	1	2	3	4	5	楽しい
2. 仲の良い友だちはいますか。	いない	1	2	3	4	5	たくさんいる
3. 自分のことが好きですか。	嫌い	1	2	3	4	5	好き

② 自分の体調について，あてはまる数字に○をつけてください。

1. 毎日よく眠れていますか。	眠れない	1	2	3	4	5	よく眠れる
2. 食欲はありますか。	ない	1	2	3	4	5	ある

③ 「いじめ」に関して質問します。**○月○日（前回）から今日までのこと**について，自分にあてはまるときには○を，そうでないときには×をつけてください。

番号	項目	○×
1	いじめを受けている。	
2	人をいじめている。	
3	いじめられている人を見たことがある。	
4	いじめられている人がいると聞いたことがある。	
5	いじめの問題について，悩みや学校に対する要望などがある。	
6	冷やかされたり，からかわれたりする。	
7	仲間外れにされたり，無視されたりする。	
8	叩かれたり，けられたりする。	
9	金品をたかられる。	
10	持ち物を隠されたり，壊されたりする。	
11	嫌なことやはずかしいこと，危険なことをされたりやらされたりする。	
12	パソコンや携帯電話を使って，悪口や嫌なことをされる。	

④ ③以外のことで先生に相談したいことがありますか。ある場合は○を，ない場合は×をつけてください。

終わったら，この紙を裏返しにして，先生の合図があるまで前を向いて，待っていてください。